ここが知りたいEPA解説ウェビナー③

―原産地証明手続き（自己証明制度を中心に）―

日本貿易振興機構（ジェトロ）
お客様サポート部貿易投資相談課
課長代理　石川雅啓

2021年11月24日

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

1. 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）

第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成する制度

自己申告制度（自己証明制度） ← TPP11・日EU等

生産者もしくは輸出者、輸入者が、自ら原産性を満たしていることを申告する制度。（国による認定は不要）

◆日EUEPAの関税上の特恵待遇を要求するための方法
税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する形で行う。

申請方法は以下の2パターン：
（1）「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請（第3.16条第2項（a））、もしくは
（2）「輸入者の知識」 に基づく申請（第3.16条第2項（b））

【日本のEPA/FTAにおける証明制度】

EPA/FTA/貿易協定	発効時期（未発効の場合、署名時期）	第三者証明制度	認定輸出者自己証明制度	自己申告制度（自己証明制度）
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年4月	○	○	-
日マレーシア	2006年7月	○	-	-
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○
日モンゴル	2016年6月	○	-	-
CPTPP（TPP11）	2018年12月	-	-	○
日EU	2019年2月	-	-	○
日米	2020年1月	-	-	○（輸入者のみ）
日英EPA	2021年1月	-	-	○
RCEP	2022年1月	○	○	発効後10-20年以内

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

2. 原産地証明(書)とは

EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明する書類のことを**原産地証明書**という。

このうち第三者証明制度(発給機関)により発給されるEPAの原産地証明書を**特定原産地証明書**という。我が国では日本商工会議所(全国26カ所)が発給機関となっている。

特定原産地証明書は、EPAに基づいて発給されるため、EPAを締結していない国向けには発給されない。

このほか自己申告(証明)制度による原産地証明書や原産地に関する申告文などがある。

特定原産地証明書の例

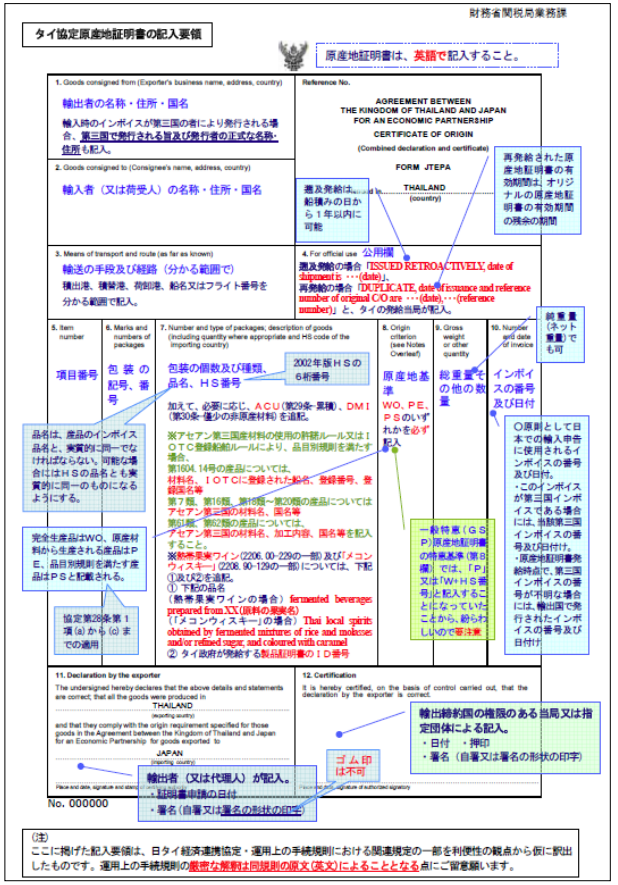

出所:日本商工会議所ウェブサイト

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

3. 原産地証明書の種類

	内　容	用途・根拠協定/法律など
一般原産地証明書	原産地証明書発給の要請： （1）輸入国の法律・規則に基づく要請 （2）契約や信用状の指定 ただし、記載事項はあくまで発給機関の定める発給規則に基づいて作成される。契約およびL/C条件が発給規則に矛盾しないように注意	・関税手続きの簡素化に関する国際条約（ジュネーブ条約、1923年11月3日署名） ・原産地の認定基準　関税法基本通達（68-3-5）
GSP用原産地証明書（Form A）	発展途上国・地域が供与を希望し、先進13カ国と地域がその供与を適当であると認めた一般特恵関税適用の条件の一つとして輸入国での輸入申告に必要。LDC特別特恵関税要も同じForm A	・Decision of the GATT contracting parties of 28 November, 1979, entitled “Differential and more favorable treatment, reciprocity and fuller participation of developing countries” ・関税暫定措置法　特恵関税等
特定原産地証明書	2カ国・地域のFTAの特定特恵関税適用の　条件の一つとして輸入締約国の輸入申告に必要（第三者証明制度）	2カ国・地域間自由貿易協定・経済連携： シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル
自己申告（自己証明）による原産地証明書、原産地に関する申告文	日オーストラリア、CPTPP、日EU・EPA、日英EPAでは原産地証明書の取得手続きが不要となる制度を採用。生産者もしくは輸出者が「原産地に関する申告」もしくは輸入者が「輸入者の知識」に基づく申請書類を提出する形で行う	日EU・EPAの場合 ・第3.16条第2項（a）

メキシコ、スイス、ペルーとの協定は認定輸出者自己申告（証明）制度も採用。オーストラリアとの協定では第三者証明制度と自己申告（証明）制度を併用。

Copyright©2021 JETRO.　All right reserved. 禁無断転載

4. 第三者証明の原産地証明書取得の流れ（1）

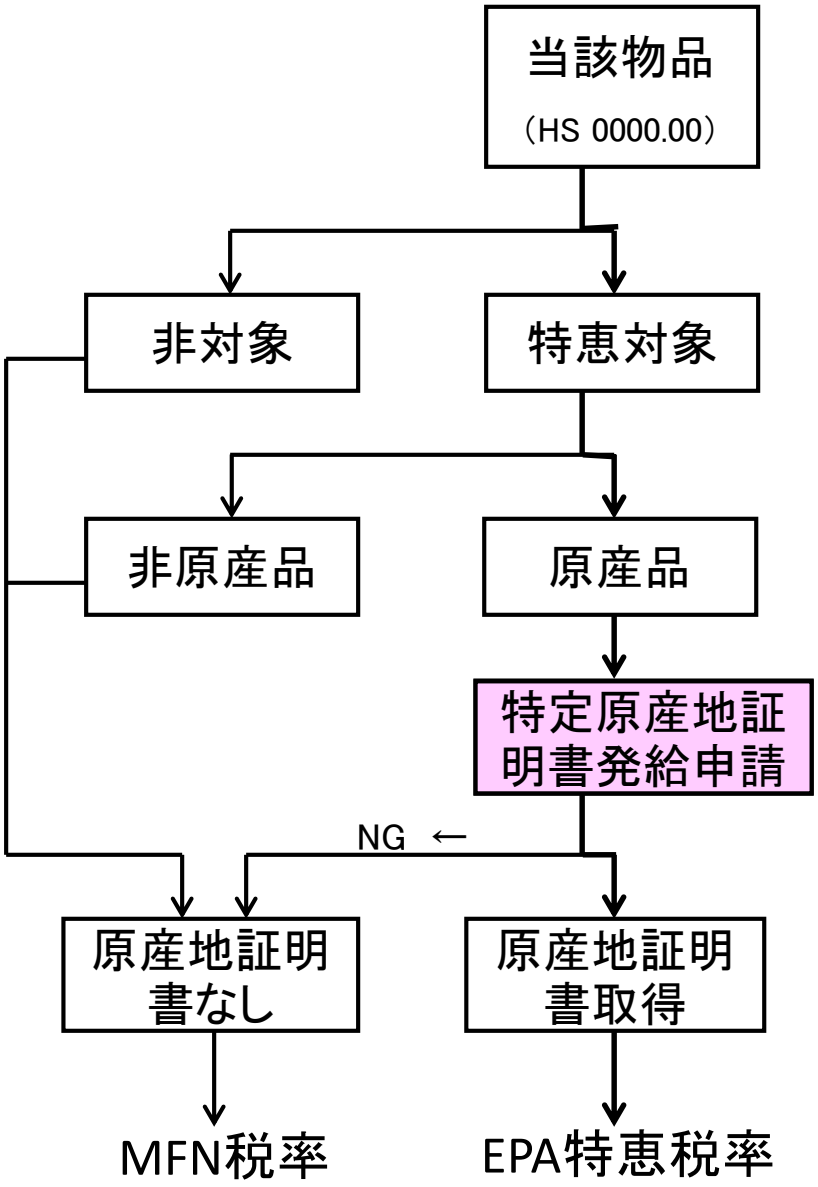

HSコードが分からない場合、
輸入者を通じて輸入国税関に照会する
または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した
実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを
確認する

世界の関税率
https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

関税率表および協定附属書1（譲許表）から
調べる

協定附属書2（原産地規則）から調べる

日本商工会議所（および各地商工会議所）に
原産地証明書の発給を申請をする（次頁参照）

	関税率表および譲許表 （原産地規則は締約国共通）	発給申請
輸出	アセアン側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	アセアンで

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

4. 第三者証明の原産地証明書取得の流れ(2)

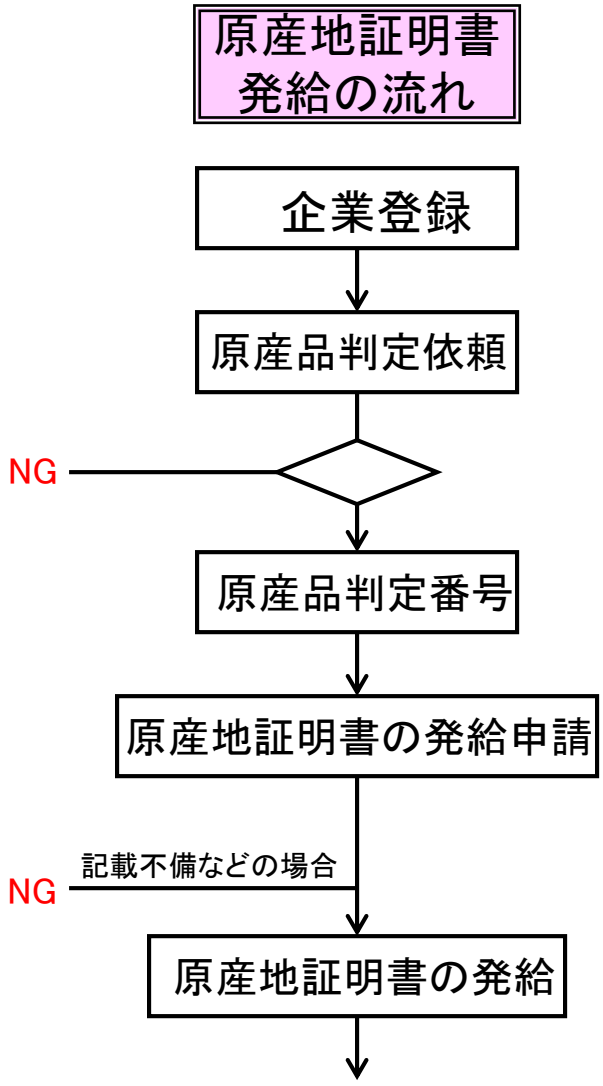

アセアンの輸入業者に送付
輸入業者は税関に提出、特恵税率で通関

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依
受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該
生産者の企業登録も必要

輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。
企業登録番号、ログインID／パスワードが通知される。
登録内容に変更がない限り、2年間有効

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備。
オンラインで「原産地証明書発給システム」にアクセスし、必要情報を入力必要に応じて、申請に係る　物品の原産品確認、関係者への照会／調査あり

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

毎月のように継続して輸出する場合、
まず、当該物品の 原産地判定を受けて、「原産品判定番号」を取得しておく。
以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請／受給する

詳しくは日本商工会議所のウエブサイト
http://www.jcci.or.jp/gensanchi/1.html

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

5. 企業登録申請に必要となるデータ

＜企業の場合＞

（1）履歴事項全部証明書（発行日から3カ月以内の原本）

（2）「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」（オンライン画面）

（3）「企業登録申請書」（オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの）

＜個人の場合＞

（1）戸籍抄本（外国人の場合は外国人登録証の写し）、印鑑証明書（双方共に発行日から3カ月以内の原本）

（2）「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」（オンライン画面）

（3）企業登録申請書（オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの）

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）

6. 原産品判定依頼に必要となるデータ

（1）判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）

（2）生産者に係る情報（企業登録番号、企業名<英文・和文>、所在地<英文・和文>、郵便番号、電話番号等）

（3）原産品判定を行う輸出産品のHSコードと英文名称

（4）原産品判定基準 （原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
A：国内で完全に得られまたは生産された産品
B：国内において、原産材料のみから生産された産品
C：国内において、非原産材料を使用し生産された産品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす産品
①付加価値基準　②関税分類変更基準　③加工工程基準
④付加価値基準＋関税分類変更基準

（5）僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無

（6）証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）

（7）この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書(発給申請の手引き」より一部抜粋）

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

7. 原産地証明書発給申請に必要となるデータ

(1) 発給申請者に係る情報
氏名(和文・英文)、企業登録番号、企業名(和文・英文)、役職(和文・英文)、郵便番号、所在地、電話番号、FAX、Eメール、担当者名、電話番号、FAX等

(2) 輸出者に係る情報
企業登録番号、社名(和文・英文)、電話番号、FAX、郵便番号、所在地(和文・英文)、Eメール等

(3) 輸入者に係る情報
社名(英文)、所在地(英文) 、電話番号、FAX等

(4) 原産品判定番号 HSコード、原産品名

(5) 輸送手段
出航予定日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)

(6) インボイス・産品・荷姿情報
インボイスの番号、日付、発行者名と所在地(英文)、品名、数量・単位、
包装数量・形態(Number and kind of package)、荷印・荷物番号(Marks and numbers)

(7) 手数料納付・証明書交付方法 (手数料現金支払い・振込み、証明書窓口・郵送受取)

(8) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所:日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

8. 特定原産地証明書発給申請

申請先は日本商工会議所
http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

第一種特定原産地証明書 発給申請マニュアル

－ 事前準備編 －

各経済連携協定共通

（日シンガポール協定除く）

経済連携協定一覧

協定名（発効順）	発効年月日
日メキシコ協定	2005年４月１日
日マレーシア協定	2006年７月13日
日チリ協定	2007年９月３日
日タイ協定	2007年11月１日
日インドネシア協定	2008年７月１日
日ブルネイ協定	2008年７月31日
日アセアン協定	2008年12月１日
日フィリピン協定	2008年12月11日
日スイス協定	2009年９月１日
日ベトナム協定	2009年10月１日
日インド協定	2011年８月１日
日ペルー協定	2012年３月１日
日オーストラリア協定	2015年１月15日
日モンゴル協定	2016年６月７日

2021 年４月

日本商工会議所

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室監修

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

9. 日ASEAN協原産地証明書の留意事項

日本商工会議所ウェブサイト
「特定原産地証明書発給申請マニュアル」
事前準備編76頁
http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

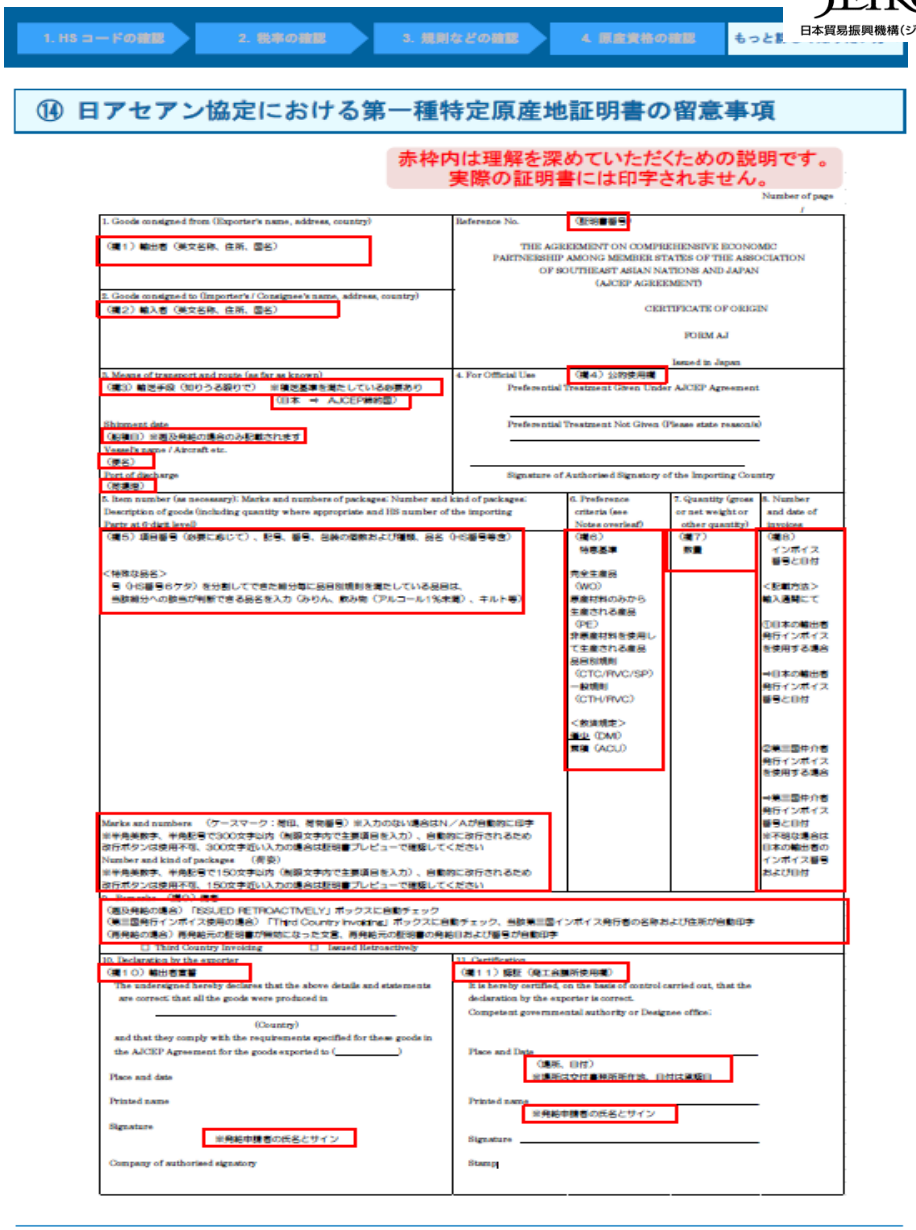

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

10. 連続する原産地証明書(Back to Back CO)

連続する原産地証明書(Back to Back)規定{附属書4第3規則の4(a)、(b)}

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体によって原産地証明書(以下「最初の原産地証明書」という)が発給された原産品が、輸入締約国から他の締約国に輸出される場合において、当該輸入締約国における輸入者又は権限を与えられたその代理人が、有効な最初の原産地証明書を提示して申請を行う時は当該輸入締約国の　権限ある政府当局又はその指定団体は当該原産品のための新たな原産地証明書として連続する原産地証明書を発給することができる

(b) 連続する原産地証明書が発給される場合には、「輸出締約国の原産品」については、その権限のある政府当局又はその指定団体が最初の原産地証明書を発給した締約国の原産品と見做す。

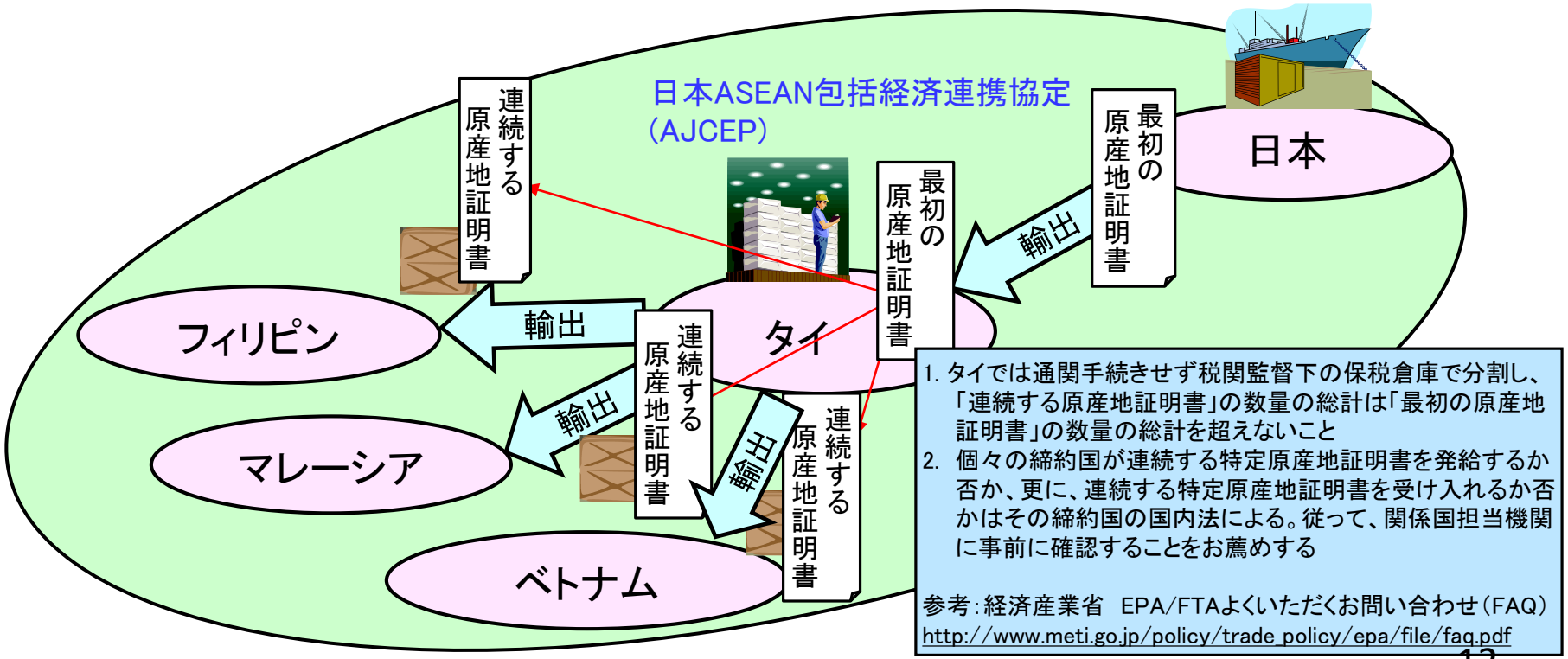

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

11. TPP、日EU･EPA、日米貿易協定の書類名の違い

TPP11

（日）原産地証明書
（英）certification of origin

日EU･EPA, 日英EPA

（日）原産地に関する申告
（英）statement on origin

日米貿易協定

（日）輸入書類の一部として申告文
（英）statement forming part of the import documentation

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

12. それぞれの協定の原産地証明者

	輸出者	生産者	輸入者	第三者発給機関
TPP11	○	○	○＊1	×＊2
日EU・EPA, 日英EPA	○	○	輸入者の知識	×
日米貿易協定	×	×	輸入者の知識 又は情報	×

＊1:TPP11では、ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナムについては、輸入者による原産地証明書の作成は、協定がそれぞれの締約国について効力を生ずる日の後5年以内に行われることになっている。

＊2:TPP11では、例外的に最長10年の時限付きで第三者発給機関が原産地証明書を発給することが認められている。日本はこの例外を適用せず、自己申告制度を採用。発効7カ国中、ベトナムがこの例外を採用。

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

13. TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定の必要記載事項

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）

TPP11

付属書3-B　必要的記載事項（1502頁）
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun/160308_yakubun_03-1.pdf
Annex 3-B MINIMUM DATA REQUIREMENT（3-28頁）
https://www.mfat.govt.nz/assets/Trans-Pacific-Partnership/Text/3.-Rules-of-Origin-and-Origin-Procedures-Chapter.pdf

日EU・EPA, 日英EPA

日EU・EPA 付属書3-D　原産地に関する申告文　https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382072.pdf
日英EPA 付属書3-E　原産地に関する申告文　https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111406.pdf
日EU・EPA　ANNEX 3-D TEXT OF THE STATEMENT ON ORIGIN　https://www.mofa.go.jp/files/000382122.pdf
日英EPA　ANNEX 3-E TEXT OF THE STATEMENT ON ORIGIN　https://www.mofa.go.jp/files/100111412.pdf

日米貿易協定

2020年1月14日以降、輸入手続の際、米国税関の電子申請システム（Automated Commercial Environment：ACE）において対象輸入品目のHTSコードの前に「JP」(日米貿易協定の特別プログラム表示)を付す。利用手続の詳細なガイダンスは今後発表予定

Copyright©2021 JETRO.　All right reserved. 禁無断転載

14. 様式、使用言語、有効期間、複数回の使用

	TPP11	日EU・EPA, 日英EPA
様式	特定の様式は規定されておらず、必要的記載事項を記載すればよい。	仕入書その他の商業用の文書（原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。
言語	英語 ＊英語以外で作成した場合は、輸入国言語への翻訳が求められ得る。	英語、日本語を含む24言語のうちいずれかで作成。 日英の場合は英語または日本語。
有効期間	原産地証明書作成日の後1年間または輸入国の法令に規定するこれより長い期間有効。	作成の日から12カ月間有効。
複数回の使用 （同一産品の扱い）	12カ月を超えない期間における同一産品の2回以上の輸送に適用可能。	同一産品の2回以上の輸送（原産地に関する申告に記載する12カ月を超えない期間に行われるもの）に適用可能。

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

15. TPP11の原産地証明書に記載すべき事項

JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）

1. **証明者は誰か**
   輸出者、生産者、または輸入者のうち誰が原産地証明書を作成したかを明記。
2. **証明者の情報**
   氏名または名称、住所（国名を含む）、電話番号、電子メールアドレス。
3. **輸出者（証明者ではない場合）の情報**
   氏名または住所（国名を含む）、電話番号、電子メールアドレス。生産者が原産地証明書を作成した場合で、輸出者が特定できない場合は不要。輸出者の住所はTPP域内国の産品が輸出された場所とする。
4. **生産者（証明者あるいは輸出者ではない場合）の情報**
   氏名または名称、住所（国名を含む）、電話番号、電子メールアドレス。生産者が複数いる場合は“various”と記載、あるいは生産者の一覧を添付。生産者を秘匿したい場合は、“Available upon request by the importing authorities”（「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」）と記載可能。生産者の住所はTPP域内国の産品が生産された場所とする。
5. **輸入者（判明している場合）の情報**
   氏名または名称、住所（国名を含む）、電話番号、電子メールアドレス。輸入者の住所はTPP域内国でなければならない。
6. **産品の品名及びHSコード**
   対象産品の品名及び関税分類（HSコード）（6桁）。品名は対象産品を表すのに充分な形で記載。1回限りの原産地証明書の場合、インボイス番号がわかっていれば記載。
7. **原産性の基準**
   どの原産性の基準（以下のいずれか）を適用して原産品としたかを記述。
   - 完全生産品（TPP Article 3.2(a)）
   - 原産材料のみから生産される産品（TPP Article 3.2(b)）
   - 品目別原産地規則を満たす産品（TPP Article 3.2(c)）
8. **対象期間**
   同一産品の複数回の輸送を対象とする場合、その期間。原則、12カ月が限度。
9. **署名と日付、宣誓文**
   証明者による署名と日付を明記。あわせて右記の宣誓文を記述。

■宣誓文

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、または確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

16. TPP11の原産地証明書サンプルフォーム

JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）

Sample

CERTIFICATION OF ORIGIN

1. CERTIFIER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Tanaka Tarou
PTP Company Ltd.,
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8901, Japan
Tel. 090-21-31-41
e-mail: tanakatr@test.jp

Certifier is: Exporter, Producer

2. EXPORTER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Same as Certifier

3. PRODUCER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Same as Certifier

4. IMPORTER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Trade Daisuki
CPTPP Company Ltd.,
1-1-1 JETRO Blvd. Sydney, TPP State, 2018-1230, Australia
Tel: 080-41-36-11
e-mail: LetsFreeTrade@test.tpp11

5. DESCRIPTION AND HS TARIFF CLASSIFICATION OF THE GOOD

#	DESCRIPTION	HS TARIFF CLASSIFICATION	ORIGIN CRITERION*	INVOICE NUMBER**	BLANKET PERIOD**	
					STARTING DATE	ENDING DATE
1	Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(a)	12345	-	-
2	Goose	HS 0105.13	TPPArticle 3.2(a)	12345	-	-
3	Guinea Pig (Cavia Porcelus)	HS 0105.13	TPP Article 3.2(b)	12345	-	-
4	Guinea Pig	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	12345	-	-
5	White Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-
6	Black Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-
7	Red Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-
8	Black Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1
9	Golden Wing Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1
10	Silver Wing Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1

* TPP Article 3.2(a): a good is wholly obtained or produced entirely in the territory of one or more of the Parties.
TPP Article 3.2(b): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties, exclusively from originating materials.
TPP Article 3.2(c): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties using non-originating materials provided the good satisfies all applicable requirements of Product-Specific Rules of Origin.
** Optional

6. AUTHORIZED SIGNATURE AND DATE

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

NAME AND SIGNATURE _____ DATE _____

（注）TPP11の原産地証明書において、特定のフォームは指定されていません。当該フォームは、協定附属書3-Bが規定する「必要的記載事項」（スライド5参照）を記載したサンプルです。

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

17. 日EU・EPAの自己申告（証明）制度（1）

◆輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる**自己申告制度**を採用。
◆税関への輸入申告時に、**輸入者**が以下書類を提出する形で行う。
◆協定に**定めのない具体的な書類の作成方法等は、輸入国側の運用に合わせた対応が必要**。
◆特恵待遇の付与の承認/否認は、最終的に**輸入国税関が判断**。
◆EPA特恵申請を行う際、原産地規則を満たすことの補足説明を輸入国税関から求められた場合、輸入者が提供可能な範囲で対応する必要（第3.16条第3項）。

日EUEPAの関税上の特恵待遇を受けるための方法

（1）「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請（第3.16条第2項（a））

【必要書類】

①輸出者が作成した原産地に関する申告（インボイスその他の商業書類へ次スライドの文言を記載）
（英語含む24か国語で作成可。現地語への翻訳も不要。）

②（必要に応じて）原産品であることを説明する根拠書類

（2）「輸入者の知識」（Importer's knowledge）に基づく申請（第3.16条第2項（b））

輸入者が、輸出者に代わり自身で産品の原産性を証明できることを前提として行う申請。
EUへの輸入（日本からの輸出）の際に「輸入者の知識」に基づく申請を行う場合の具体的な手続きは、**欧州委員会公表のガイダンス（42ページ参照）**を参照。

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

17. 日EU・EPAの自己申告（証明）制度（2）

◆CPTPP（TPP11）m日EU・EPA等では自己申告（証明）制度を採用。

◆日EU・EPA及び日英EPAでは、協定付属書3-Dで定められた文言をインボイスその他商業文書に記載する。記載内容は、

1. 申告適用期間（12カ月を超えない範囲で設定）
2. 輸出者参照番号（日本の法人番号）
3. 原産地
4. 原産性判定基準
5. 場所および日付（インボイスに記載あれば省略可）
6. 輸出者名

◆ 日本語、英語を含む24か国語で作成可（日英EPAでは英語または日本語）。輸入国の現地語への翻訳は不要だが、英語での申告文作成を推奨。

◆ 輸入国の税関からの問い合わせに備えて原産性を満たすことを証明する書類を保管（輸入者は5年、輸出者は4年の保管義務）

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

18.日EU・EPA「原産地に関する申告」和文

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）

原産地に関する申告文　日本語　（附属書3-D） https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382072.pdf

（期間：.....から.....まで（注１））

この文書の対象となる産品の輸出者（輸出者参照番号.....　（注２））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地.....　（注３）が特恵に係る原産地であることを申告する。
（用いられた原産性の基準（注４））
.....
（場所及び日付）　（注５）
.....
（輸出者の氏名又は名称（活字体によるもの））
.....

注1　原産地申告が同一の産品に関する複数回の輸送のために使用される場合には、申告適用期間を記入する。当該期間は12ヵ月を超えてはならない。すべての輸入は、申告書に記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、記入欄は空欄のままで良い。

注2　輸出者が特定される参照番号を記入する。EUの輸出者であれば、EUの法規制に整合する形で登録された番号となり、日本の輸出者であれば、日本の法人番号となる。輸出者が登録番号を有しない場合には、記入欄は空欄のままで良い。

注3　産品の原産地、EUもしくは日本のいずれかを記入する。

注4　場合によって、以下のうち一つまたはそれ以上のコードを記入する。

「A」‥第3.2条第1項(a)で言及する産品（すなわち完全生産品）の場合
「B」‥第3.2条第1項(b)で言及する産品（すなわち原産材料のみから生産される産品）の場合
「C」‥第3.2条第1項(c)で言及する産品（すなわち品目別原産地規則を満たす産品）の場合。また加えて、以下の品目別要件のうち実際に適用されるタイプの番号を添えること
　「1」関税番号変更基準
　「2」非原産材料の最大価額もしくは域内原産材料の最小価額基準
　「3」加工工程基準
　「4」附属書3-B-1第三節（すなわち、特定の部品に関連する生産工程を通じた自動車の品目別原産地規則）の規定を適用する場合
「D」‥第3.5条に規定する累積
「E」‥第3.6条に規定する許容範囲（Tolerances）

注5　場所および日付は、当該情報が（申告文を記載する）文書自体に含まれる場合、省略できる。

Copyright©2021 JETRO.　All right reserved. 禁無断転載

19.日EU・EPA「原産地に関する申告」英文

日本の輸出者の場合は、日本の法人番号
法人番号がない場合空欄も可。

作成した申告文を今回の輸送のみに適用する場合には、期間の記載は不要

(Period: from 1 October. 2019 to 1 October. 2020)
The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No 0000000000) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Japan preferential origin.
(Origin criteria used) C1, E
(Place and date) 1-12-32, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 1 October. 2019
(Printed name of the exporter) JETRO electronics co., Ltd.

申告文を記載するインボイス等に場所及び日付の記載がある場合は、省略可

用いられた原産性の基準を、すべてコードで記載

「A」完全生産品
「B」原産材料のみから生産される産品
「C 1」品目別原産地規則（PSR）のうち、関税分類変更基準を満たす産品
「C 2」品目別原産地規則（PSR）のうち、付加価値基準を満たす産品
「C 3」品目別原産地規則（PSR）のうち、加工工程基準を満たす産品
「C 4」品目別原産地規則（PSR）のうち、特定部品に関連する生産工程を通じた自動車のPSRを満たす産品
「D」累積
「E」許容限度（デミニマスルール）

原産地申告文の言語の考え方

欧州委員会は英語の使用を推奨。ただし日本語で作成した申告文で申請した場合でも、税関は特恵否認や現地語への翻訳の要求はできない。

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

20.日EU・EPA「原産地に関する申告」「どこに」「誰が」書くか

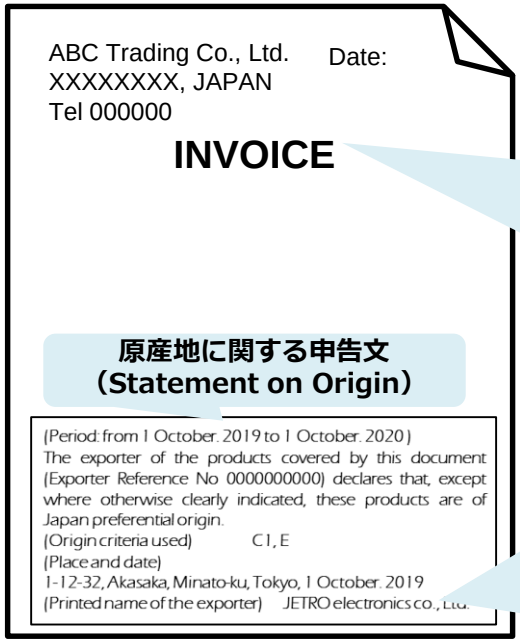
ABC Trading Co., Ltd.
XXXXXXXX, JAPAN
Tel 000000

Date:

INVOICE

原産地に関する申告文
（Statement on Origin）

(Period: from 1 October. 2019 to 1 October. 2020)
The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No 0000000000) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Japan preferential origin.
(Origin criteria used) C1, E
(Place and date)
1-12-32, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 1 October. 2019
(Printed name of the exporter) JETRO electronics co., Ltd.

原産地に関する申告文を作成することのできる文書＝
『仕入書その他の商業上の文書』

- 商業取引が記録された書類として、インボイス以外に、例えば以下の文書が含まれると考えられる。

  プロフォーマインボイス

  船積書類（パッキングリスト、デリバリーノート）等

協定上の「輸出者」＝
『輸出国に所在する、原産品を輸出、または生産するもの』

産品の輸出に関与し、原産地に関する申告を作成するいかなる者（**例えば、生産者や商社など**）がなり得る。
輸出締約国内に所在している必要があるが、**当該産品の輸出申告を行う者である必要はない**。

（欧州委員会ガイダンス「原産地に関する申告」）

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

21.日EU・EPA「原産地に関する申告」商業上の文書の別紙とする場合

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）

Q. 原産地申告文は、インボイス上に書き込むのではなく別紙での添付が認められるか？

A. 原産地に関する申告は、以下の条件を満たせば、仕入書（インボイス）その他の商業上の文書以外の別紙（例えば、白紙もしくは企業名のレターヘッド入りの用紙）に作成できる。

①インボイスその他の商業上の文書から当該別紙との関連が明らかな場合、

または

②当該別紙からインボイスその他の商業上の文書との関連が明らかな場合

①商業上の文書上の記載例

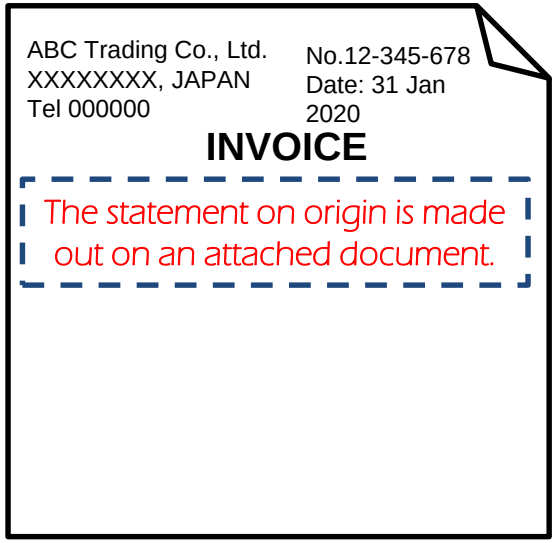

②原産地に関する申告上の記載例

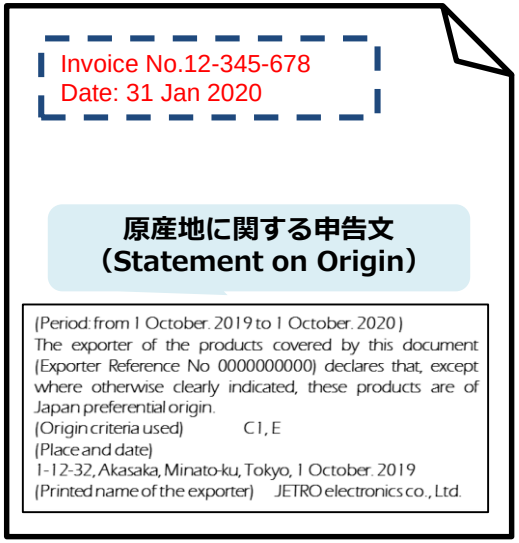

（欧州委員会ガイダンス「原産地に関する申告」）

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

22.日EU・EPA「原産地に関する申告」生産者ではない商社が輸出を行う場合

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）

Q.「輸出者」(注)は、原産地申告を作成するにあたり、他者が作成した文書を使用できるか？

A. 生産者と商社（輸出事業者）の双方が輸出締約国内に所在していれば、日 EU・EPA では以下のいずれの場合も認められる。

① 協定上の「輸出者」となる生産者が、産品を輸出していなくとも、自身が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
② 協定上の「輸出者」となる商社が、生産者からの情報に基づき、自身が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
③ 協定上の「輸出者」となる生産者が、産品を輸出していなくとも、商社が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
④ 協定上の「輸出者」となる商社が、生産者からの情報に基づき、生産者が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。

注意！

- ③と④では、原産地に関する申告を作成した「輸出者」が商業上の書類を発行した者でないことを書類上に明記することが必要。
- 輸出者参照番号が割り当てられていない、すなわち、「輸出者」を特定できない場合、「輸出者」は「場所及び日付」の欄に住所を記載すること。
- 原産地に関する申告が、他者が作成した文書上に作成されたとしても、産品に関する詳細な説明を提供する義務は（原産地申告を作成した）「輸出者」が負うことになる。

（注）日EU・EPA では、原産地に関する申告は「輸出者」（輸出国に所在する、原産品を輸出し、または生産するもの）により作成されることを義務づける。（欧州委員会ガイダンス「原産地に関する申告」）

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

23.日EU・EPA「原産地に関する申告」

自社で産品を輸出していない生産者が作成する商業文書で、原産地に関する申告を作成することのできるものの例

- **原産地に関する申告を記載することのできる商業上の文書**について、協定上は**「原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの」**（第3.17条2）と定義。
- 使用言語は特に限定されないことから、**日本語で作成された文書も有効と考えられる**一方、輸入国税関において、「商業上の文書」については**原産品を特定するために翻訳を求められる可能性がある**。

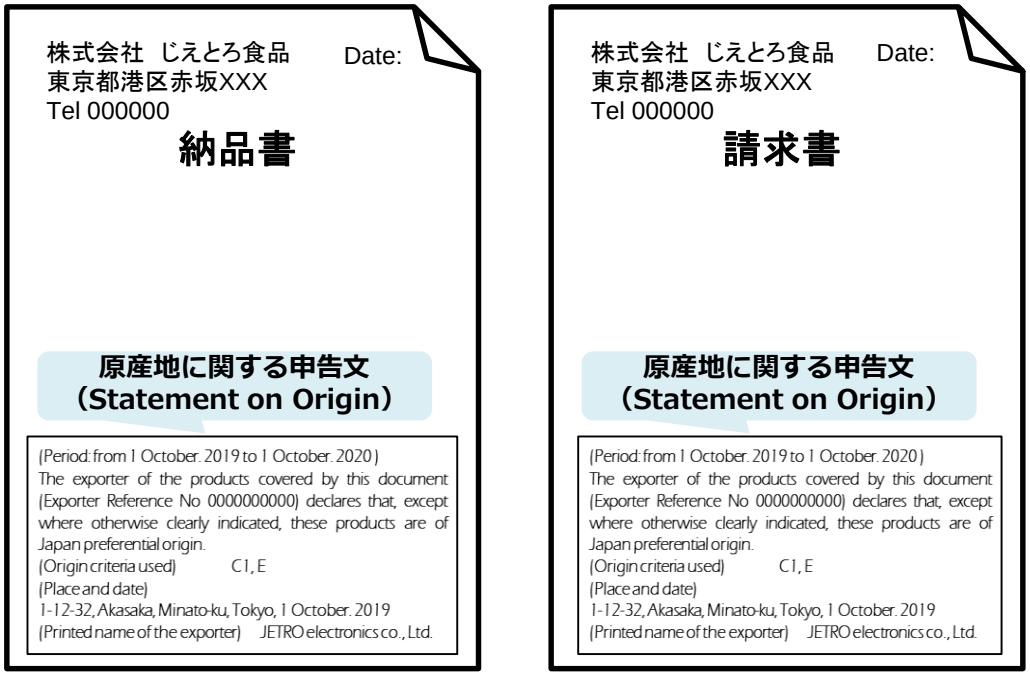

（欧州委員会税制・関税同盟総局による説明（2020年2月4日））

原産品について十分詳細な説明があれば、日本語の取引書類も協定上有効になり得るが、輸入国税関が記載内容から原産品に関する情報を得るため、輸入者に翻訳を求める可能性が想定される。

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

24.日EU・EPA「原産地に関する申告」
第三国インボイスが使用される場合

Q. 第三国で作成されたインボイス上に原産地に関する申告を記載することはできるか ？

A. インボイスが第三国において発行されたことのみを理由として、特恵関税の要求が否認されることはない。ただし、インボイスを発行する貿易事業者が第三国に設立されている場合、第三国の貿易事業者が発行する文書上に「輸出者」が原産地に関する申告を作成することは想定されていない。
この場合、**原産地に関する申告は、輸出締約国に所在する「輸出者」により発行された商業上の文書（例えば、デリバリーノート）に記載されなければならない。**

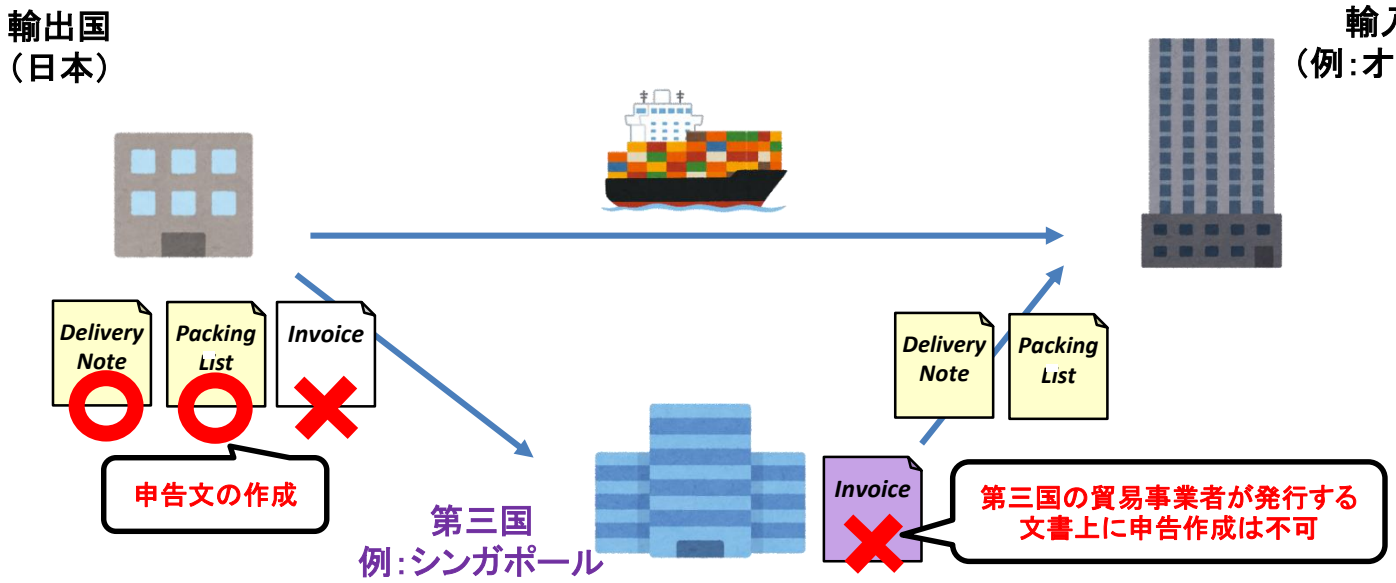

（出所：欧州委員会ガイダンス「原産地に関する申告」）

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

25. 日米貿易協定での自己申告

- CPTPPや日EU・EPA等でも利用されている「**輸入者による原産地申告**」を採用しています。
- 産品の輸入に際し，輸入者の知識又は産品が原産品であるとの輸入者が持つ情報に基づき、米国の輸入者の申告により米国の関税率表の品目について特恵待遇の要求を行うことができます。
- 輸入者は、「産品が原産品である」との申告を「輸入申告書」の一部を構成する形で行います。（**輸出者・生産者には、原産地証明書の作成は求められていません**。）

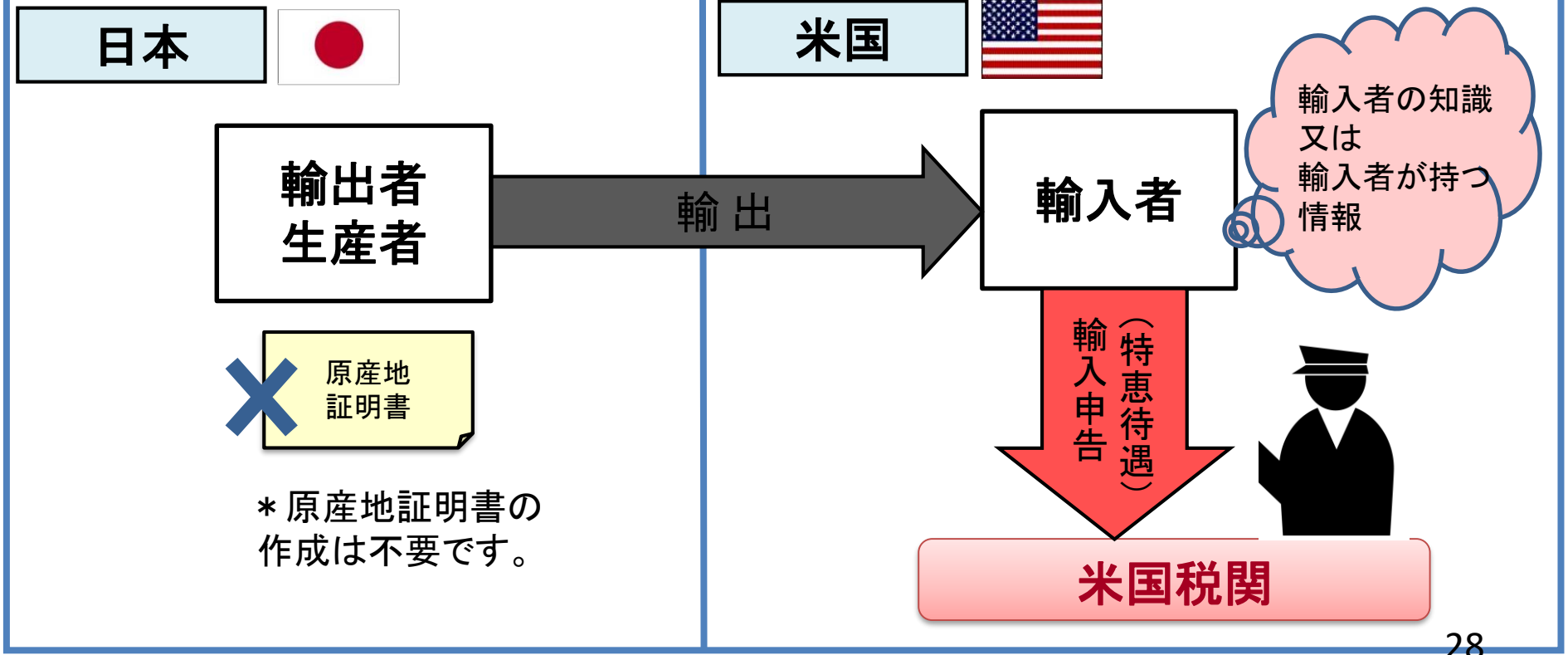

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

26. 原産地証明の根拠

- 輸出者（生産者を含む）による申告、または輸入者の知識に基づく場合のいずれも、非原産材料を使用して、品目別原産地規則を満たすことで原産品とする場合の根拠資料は原則として共通。
- 生産者ではない輸出者が原産地申告文を作成する場合、輸出者はあらゆる根拠資料を生産者から取り寄せて保持する必要はなく、**生産者から輸出者に宛てた宣誓書があるなど、生産者が有する情報に対する合理的な信頼があれば良い**。
- **輸入者の知識**に基づく場合は、輸出者または生産者から裏づけとなる書類を取り寄せる必要がある。

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例

対比表	□非原産材料の関税分類（HS）コードと輸出する産品のHSコードが変更していることを示す資料
裏付資料	□総部品表 □製造工程フロー図 □生産指図書（委託生産の場合） □各「材料・部品」の投入記録（在庫蔵入蔵出記録など）
材料の原産性を示すための根拠資料	□サプライヤーからの情報（国内調達） □ 輸入時の原産地証明書の写しなど（輸入）
その他	□原産地に関する申告文を記載した輸出産品のインボイス □船荷証券等の船積書類の写し

付加価値基準の場合の根拠資料の例

計算ワークシート	□規定の域内原産割合を上回ることを示す資料
裏付資料	□総部品表 □製造工程フロー図 □生産指図書（委託生産の場合） □各「材料・部品」の投入記録（在庫蔵入蔵出記録など）
材料の原産性を示すための根拠資料	□サプライヤーからの情報（国内調達） □ 輸入時の原産地申告の写しなど（輸入）
控除方式 MaxNOM方式	**- 材料の調達価額を証明する資料** □輸入時のインボイスなど □取引契約書やサプライヤーからの請求書など
その他	□原産地に関する申告文を記載した輸出産品のインボイス □船荷証券等の船積書類の写し

経済産業省「**原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示**」
（具体的な資料の作成例およびフォーマットにアクセス可能）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

27. 経済産業省:【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

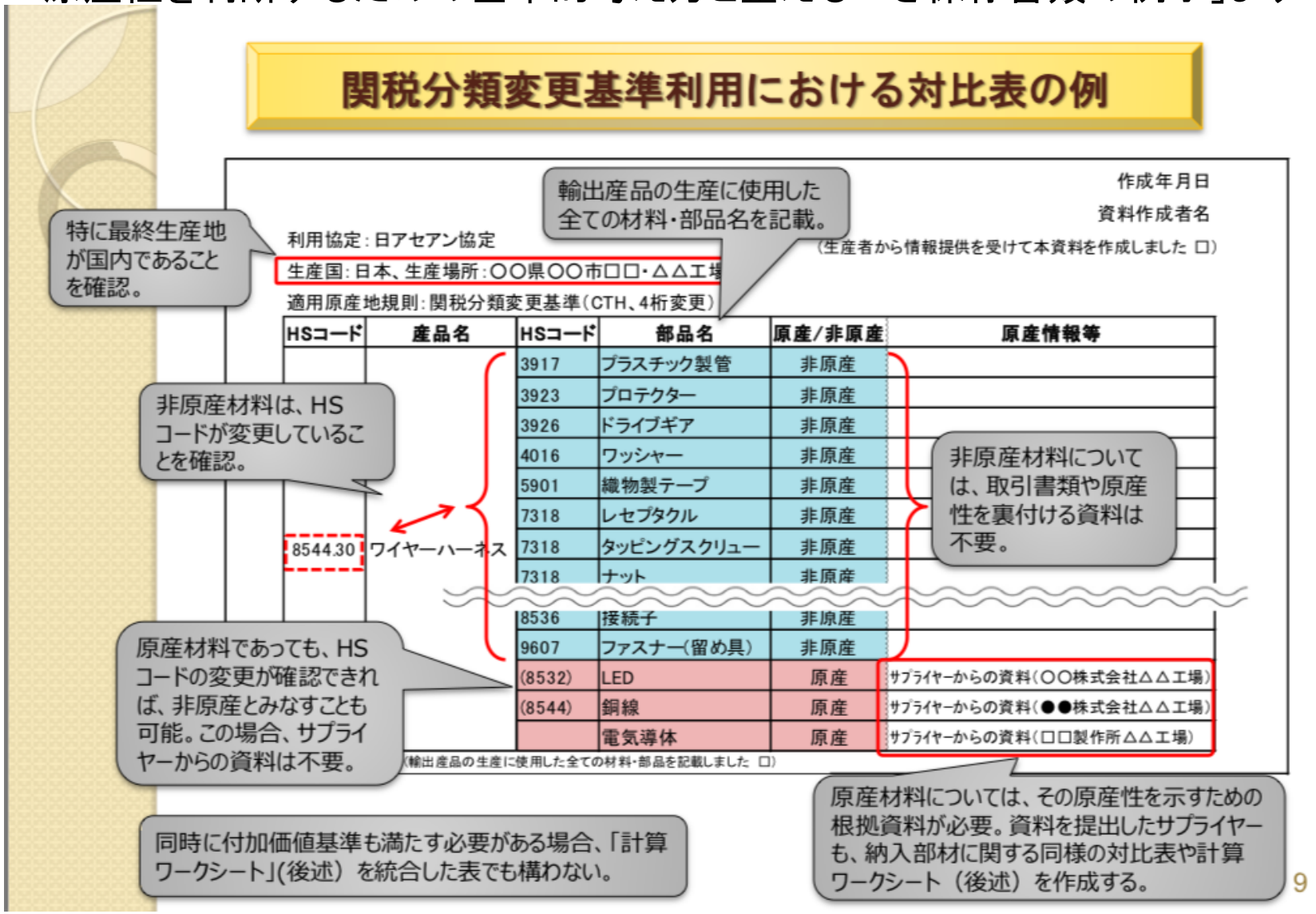

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

28. 経済産業省:【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

付加価値基準利用における計算ワークシートの例

特に最終生産地が国内であることを確認。

作成年月日
資料作成者名
(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました 口)

利用協定:日アセアン協定
生産国:日本、生産場所:〇〇県〇〇市□□・△△工場
適用原産地規則:付加価値基準(RVC40%以上)
輸出産品:HS8544.30 ワイヤーハーネス
FOB価額:US$64(円換算¥5,800)
RVC=(5,800−1,400)/5,800=0.76

本事例では控除方式で計算。

$$\frac{\text{(FOB価額−非原産材料価額)}}{\text{FOB価額}}$$

部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
接続子	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
非原産材料価額合計		**¥1,400**		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産		サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		**¥1,100**		
その他経費	−	¥2,700		製造原価明細
利益	−	¥400		製造原価明細
輸送費	−	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		**¥3,300**		

・控除方式を使う場合、原産材料の価額は出てこないので原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、協定の範囲内で、より簡便な方法を自由に選択可能。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

・積上げ方式のうち、非材料費(労務費、諸経費、利益等)を付加価値分に含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

同時に関税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」(前述)を統合した表でも構わない。

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

29. 経済産業省:【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

サプライヤー証明の例

サプライヤーから調達した材料が原産材料であるとの「サプライヤー証明」に記載が必要な内容は、本件資料の作成年月日、製造された物品の供給先名※、製造者の氏名又は名称、住所、担当者の氏名、所属部署名、連絡先、利用する協定名、製造された物品が原産品であることを証明する旨の記載、製造された物品の品名（英文）、物品を特定できる情報（製造番号、型番等）、ＨＳコード、判定基準、生産場所（住所、工場名等）。以下の様式は、上記内容を記載した一例であり、上記の内容が記載されていれば、資料の様式は問わない。

※生産者とサプライヤー間の情報提供のシステムによって、物品の流れ及び原産性の確認への対応が担保される場合、供給先名は不要

年　月　日

（生産者）　殿

（サプライヤー名）
法人名（個人事業主の場合は個人名）
住所
部署名
氏名
連絡先

当社の下記産品は、○○協定に基づく原産品であることを証明いたします。

記

（該当する産品）

品名（英文）	製造番号・型番	HS コード	判定基準	生産場所（住所・工場名等）
○○○	AB1122/CD－1	○○○○	CTC（項変更）	○○県○○市□□
（XXX）				△△工場
○○○	EF3344/GH－II	（○○○○）	VA（基準値 40%以上）	○○県○○市□□
（XXX）				本社工場

- サプライヤーに対して資料の提出を依頼する際に、原産地規則等に関し十分な説明を行う。
- サプライヤーへの負担を最小化すべく、必要最低限の部分について依頼することが望ましい。例えば、ＶＡルールを採用する場合、まず自社の付加価値分を算定し、その上で基準を満たすのに必要最低限の原産材料価格分を積み上げるべく、価格が高い部品や、原産性の判定がしやすい部品から優先して依頼するなども一案。
- 設計・仕入先変更等により原産性に変更があった場合には、サプライヤーから適宜情報提供を受けられるように、適切な連絡体制を整えておくこと。
- 締約国当局からの検認等で、サプライヤー証明にとどまらず、その根拠となる対比表や計算ワークシートの提出を求められる可能性があることに留意すること。

21

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

30. 原産性の確認手続(検認)/第三者証明制度

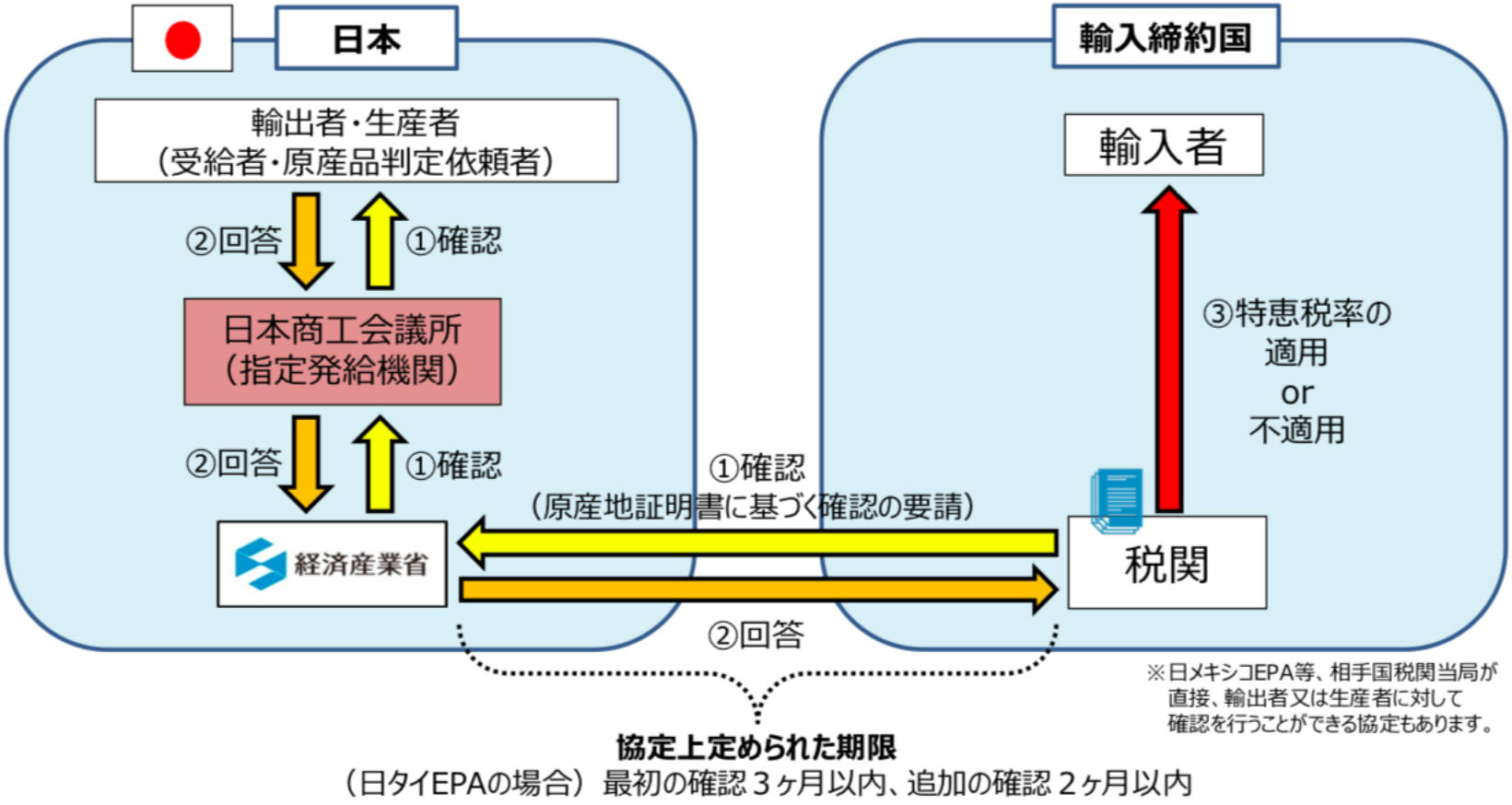

(出所)経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室:経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明書(第三者証明制度)への検認について　2020年2月

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

31. 原産性の確認手続(検認)/自己申告制度(間接検認/日EU・EPA)

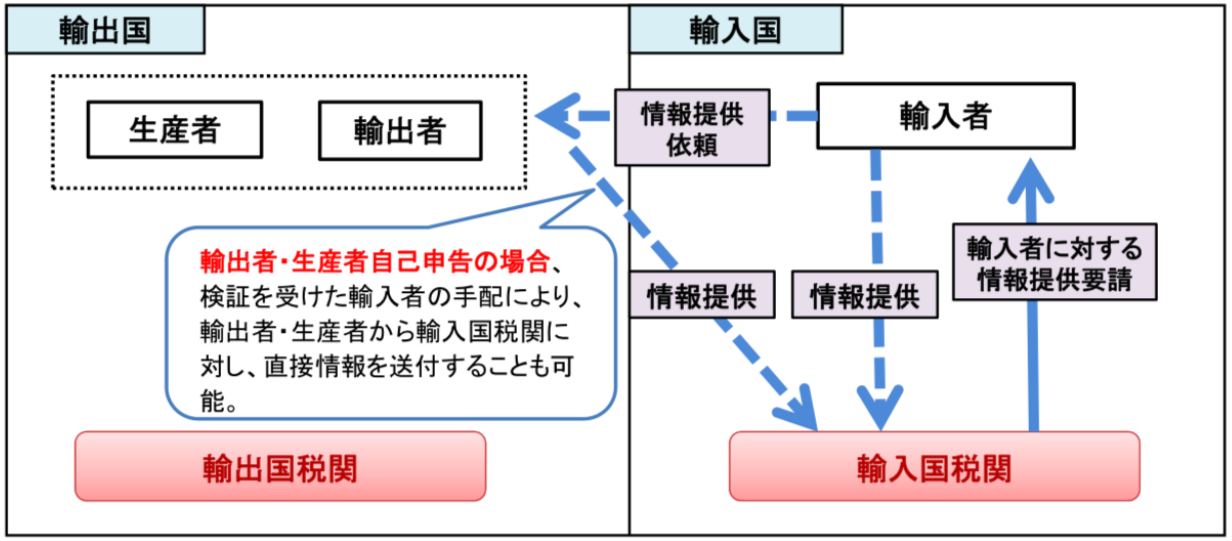

注意

【日EU・EPAガイダンス「輸入者の知識(2019年1月9日)」より抜粋】

「輸入者の知識」に基づく要求の確認(第三・二十一条)

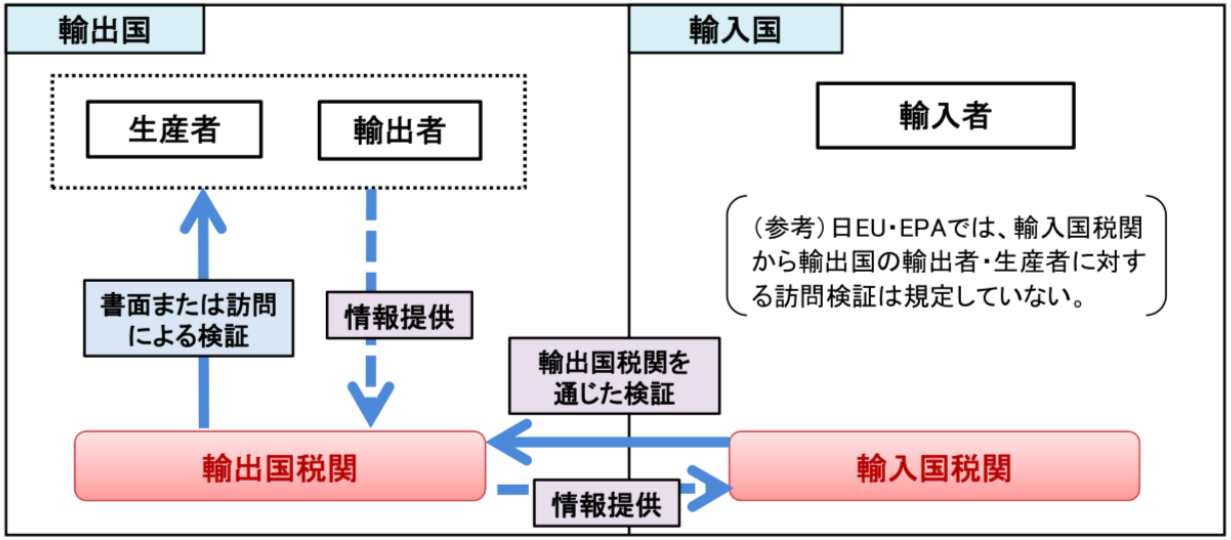

輸出締約国の輸出者あるいは生産者は、輸入締約国における当該要求に関与していないため、輸入当局から輸出締約国の当局に対して行政協力の要請はあってはならない。

(出所)財務省関税局・税関:日EU・EPA原産地規則について　2018年11月・12月

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

32. 原産性の確認手続(検認)/自己申告制度(直接検認/TPP11)

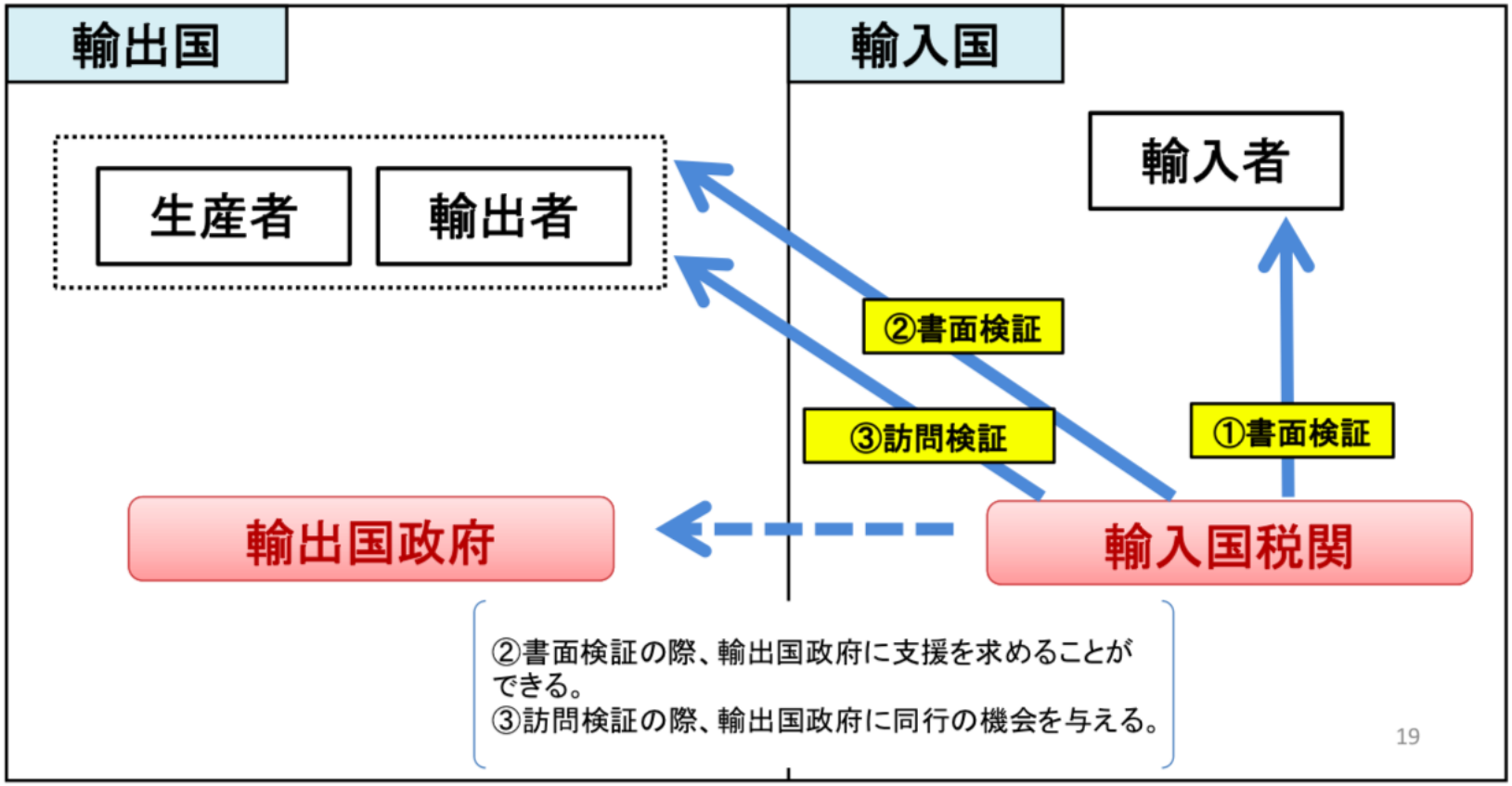

(出所)財務省関税局・税関:TPP11(CPTPP)原産地規則について　2018年11月・12月

注意

締約国は、関税上の特恵待遇の要求が輸入者の作成した原産地証明書に基づいて行われる場合には、輸出者若しくは生産者に対して当該要求を裏付けるために情報を要請すること又は輸出者若しくは生産者を通じた確認を完了することを要求されない。(協定文3・27条第3項注)

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

33. 原産性の確認手続（検認）：RCEP

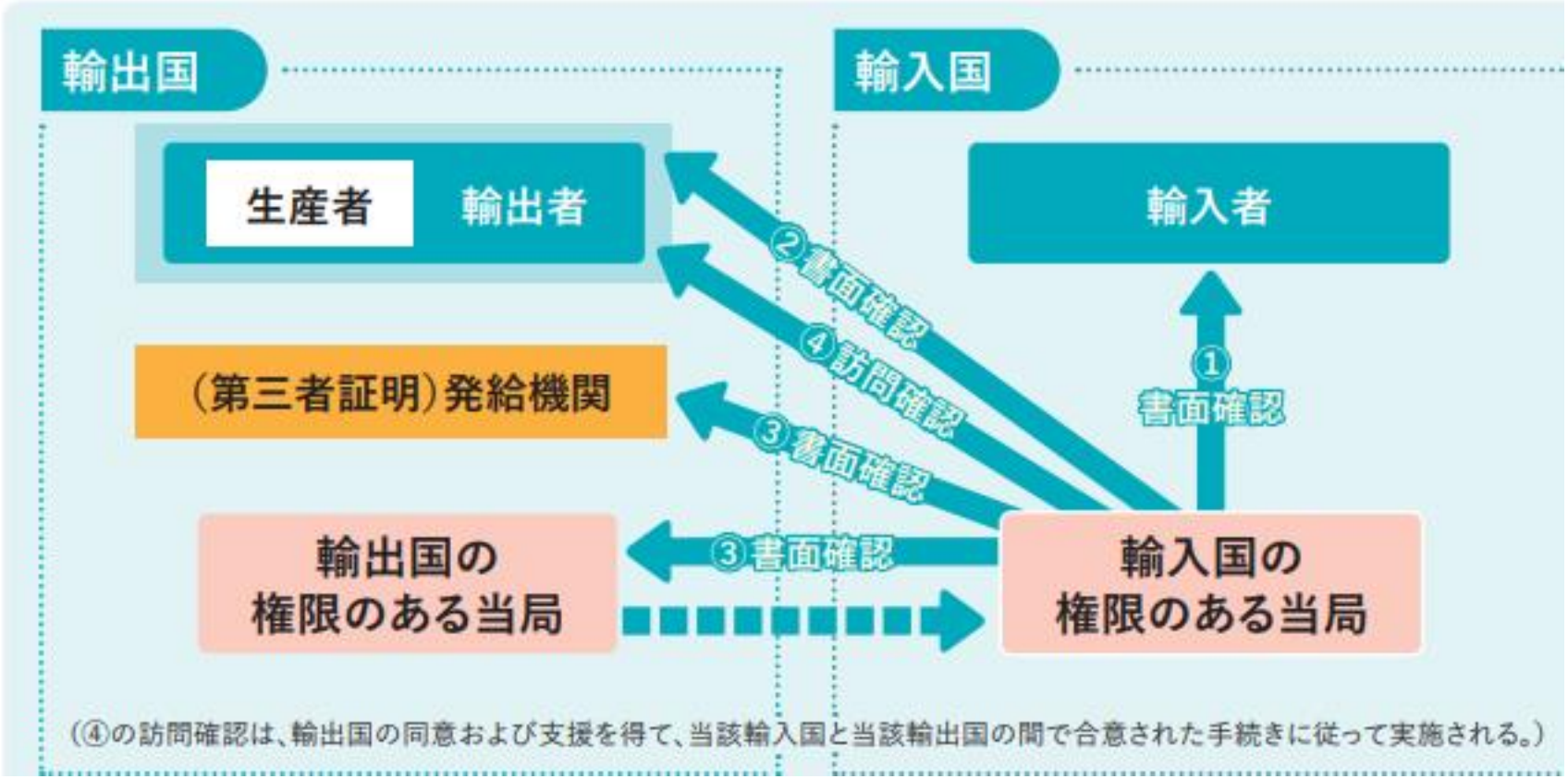

注意

日本税関では、②から④の手段による確認は、日本に輸入する際の輸入者による原産地申告に関しては行われない（第3・16条4項）。

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

34. 原産性の確認手続(検認):自己申告制度(輸入者のみ/日米貿易協定

- 米国の税関は、輸入者に対し、原産品である理由を記載した申告(製造情報も含む)の提出を求めることができる。なお、申告に様式はなく、可能な場合は電子的な提出でも認められる。
- 米国は、産品が原産品であり特恵待遇を与えられる資格を有する事の証明に必要な情報や書類を要求することができる。
- 日本の輸出者・生産者から輸入者に情報を提供することが憚られるような場合、輸入者は、輸出者・生産者から直接米国税関に送付されるように手配する事ができる。

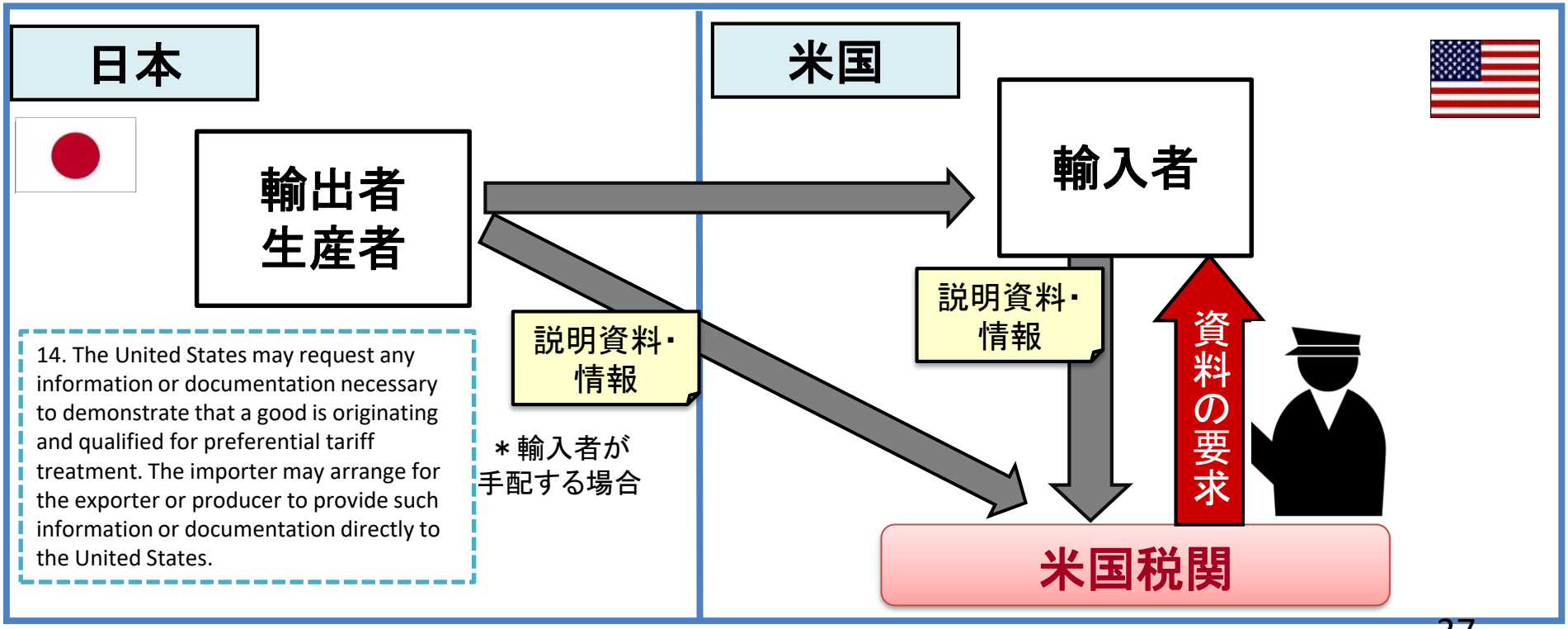

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

35. 認定輸出者自己証明制度

現時点では、スイス、メキシコ、ペルー向け、2022年1月発効のRCEPでも採用

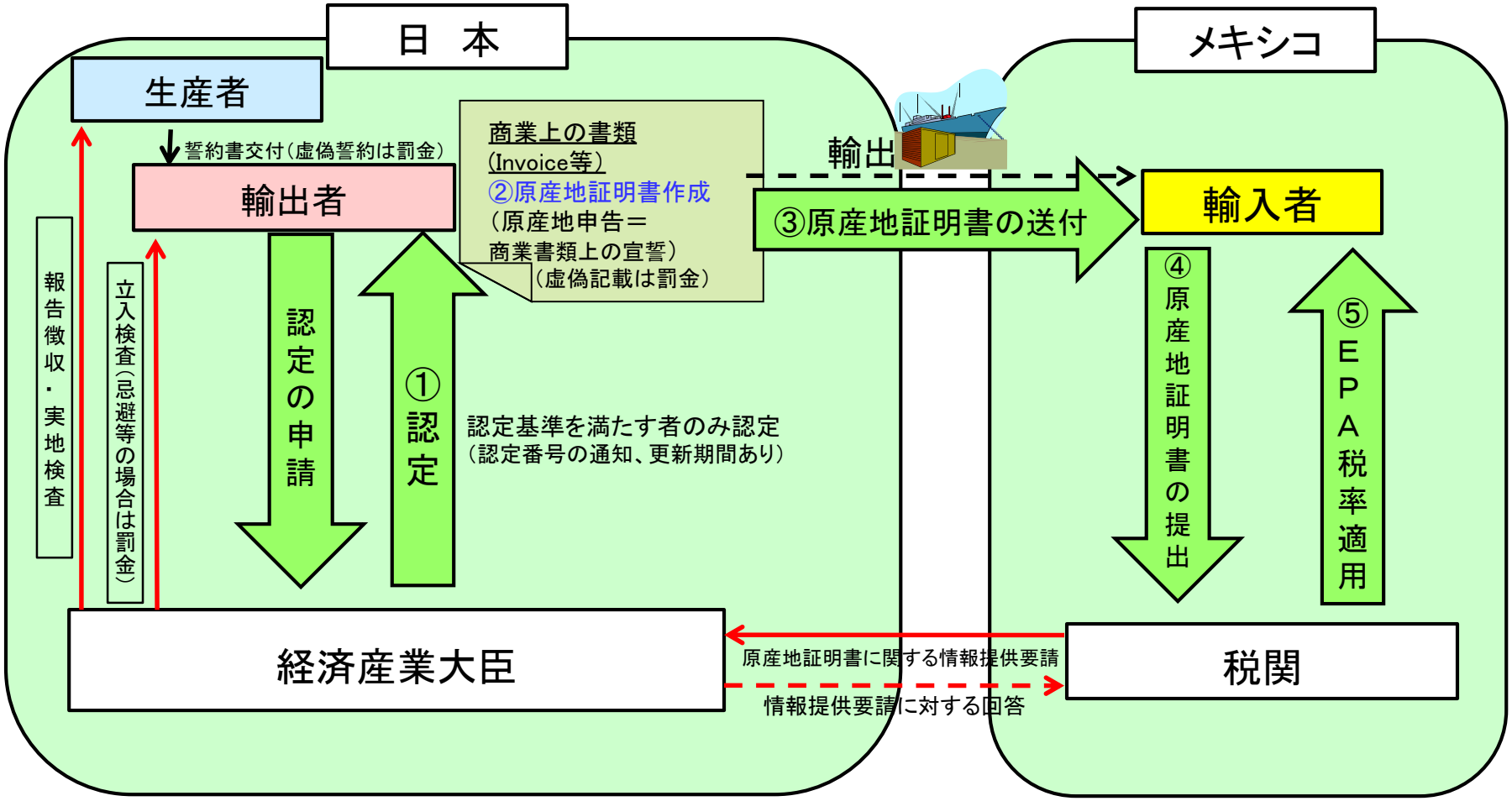

出所：経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」より一部抜粋

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載

ご清聴ありがとうございました。

― お問い合わせ ―

日本貿易振興機構（ジェトロ）
貿易投資相談課
電話：03-3582-4943（EPA相談窓口）
https://www.jetro.go.jp/services/advice.html

Copyright©2021 JETRO. All right reserved. 禁無断転載